

2025年10月3日

横須賀市長 上地 克明 殿

原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会 呉東 正彦

非核市民宣言運動ヨコスカ、ヨコスカ平和船団 新倉 裕史

原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会 新倉 泰雄

質 問 書 (2)

米海軍浦郷弾薬庫前の栈橋部分の杭打ち工事、海上構造物（ふた）建設についての事前相談が行われ、横須賀市との港湾法37条協議が近々に開始されると伺っております。これについては、弾薬の栈橋での積み卸し作業による危険と、長浦湾の狭い入り口部分での運搬船の回頭による海上交通の危険等の諸問題があります。

前回質問書に対する9月10日付回答書を頂いたのを受けて、さらに以下の事項を質問、申し入れし、対応及び回答を求めます。

- 1、栈橋の建設、浚渫工事及び艦船の狭い長浦、深浦湾入り口部分での回頭は、深浦港の漁民に深刻な影響を与えます。

対象船舶が回頭して、後ろ向きに入港してくるとすると、栈橋のすぐ東側の陸地沿いの浅い三角形の部分で座礁することはないのでしょうか。

2022年5月22日に長浦湾で発生した海上自衛隊の護衛艦どおしの衝突事故についての運輸安全委員会の船舶事故調査報告書（資料1）が公表されました。それによるとこの事故は栈橋建設が行われようとしている浦郷弾薬庫前の水域から僅かな距離の狭い同じ航路上での護衛艦の回頭の失敗によるものと報告されています。本件栈橋の建設もこの航路を同様の艦船の接岸によって、さらに航路を狭くする形となりますので、同様の衝突事故の危険を発生させるものです。

国の回答は衝突事故防止対策として、抽象的で不十分であるので、再度今回の衝突事故を踏まえた、棧橋の建設によって狭くなる水域での具体的衝突事故防止対策を求め、それなしで棧橋の建設の協議を完了させないで下さい。

3、この棧橋及び連絡橋は、弾薬の積み卸し作業をするためのもので、この棧橋のすぐ西側に隣接する海上自衛隊の建物との火薬類取締法施行規則 23 条等による保安距離（550m？資料 2・3）は確保されているのでしょうか。

港湾法 37 条 2 項は、『港湾管理者は、前項の行為が、港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、・・・るものであるときは、許可をしてはならない。』と規定しており今まで海上で行われていた弾薬の積み込み、積み卸しを棧橋で行うための施設工事において、火薬類取締法施行規則 23 条の保安距離が遵守されていないことによって、棧橋や連絡橋上で火薬類が爆発をすることが港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えることは明らかですから、日本国法による保安距離の遵守は、港湾法の許可の必須要件とされねばならず、その検討なしに協議完了されたならば、それは違法な協議完了であると言わざるをえません。

今回の回答は、この点についてどう考えているかについての回答がないので、再度この点を防衛省に伝え、再度火薬類取締法施行規則や、港則法の規定上、合法であることの確認を求めてください。

また、市としても、消防局の見解を求めて下さい。

それらがなされるまでは、協議を完了させないよう、強く求めます。

4、棧橋部分についても、杭の長さや、海底に打ち込む深さは相当のものとなり、かつ場所によって違ってくるものと思われますが、どうなっているのでしょうか。

この連絡橋と新設棧橋部分の利用のされ方、即ちどの程度の重量の、どのような機材と弾薬が往来することとなるのでしょうか。また、どの程度の重量の艦船が接岸、利用することとなるのでしょうか。米海軍第 7 艦隊の駆逐艦や巡洋艦以上の重量の弾薬補給

艦が接岸することもあるのでしょうか。

栈橋にクレーンや、係船設備、ユーティリティーは作るのでしょうか。

連絡橋部分の協議書にはその設計図面は提出されていますか。

土質構成と、基礎深度、栈橋自体及び積載重量に対応した、また耐震性を充足した構造計算書は提出されるのでしょうか。

連絡橋部分の協議書には構造計算書は提出されていますか。

今回の回答は、これらの点についての具体的回答がないので、再度この点を防衛省に伝え、回答がなされるまでは、協議を完了させないよう、強く求めます。

5、この栈橋について、市民には、①海上自衛隊による共同使用はないのか。

②海上自衛隊のトマホークミサイルが浦郷弾薬庫に保管されて、この栈橋で積み卸されるのではないか、

③その場合、海上自衛隊には火薬類取締法の適用があるので、火薬類取締法施行規則 23 条等による、一般民家との保安距離違反と、実際に 550 m 以内にある市民の住宅の安全性が問題となる、との点につき、

につき、国の回答は、現時点では、共同使用の計画はないとのこと。

しかし、過去に 12 号バースについての港湾法協議でも、市の原子力空母が将来使用するのではないか、との照会に対して、国はないと回答しておきながら、完成した後になって、その回答に反して、原子力空母が現在も使用しています。

そこで市民の安全の確保と日本国法令遵守の観点から、共同使用の将来にわたってないことの確認を文書で求め、それを協議完了の条件として下さい。

6、地図（資料 4・5）上、栈橋と海上自衛隊の基地、護岸部分が接続してしまうように見えますが、どうなのでしょう。そのなると、説明内容と異なる大型船舶が将来両栈橋を一体として使用することにならないのでしょうか。

以前の協議の際、両者の間にフェンスを作るとの説明を受けましたが、説明内容と異

なる、大型船舶が両棧橋を一体として使用したり、海上自衛隊のトマホークミサイルを米海軍浦郷弾薬庫に共同使用で保管して、連絡橋を通して、新棧橋や、海上自衛隊の護岸部分で、護衛艦に積載される作業が行われることとならないのでしょうか。につき、国の回答は、接続しない予定であり、現時点では共同使用の計画はないとのことです。

これについても市民の安全の確保と日本国法令遵守の観点から、将来にわたって自衛隊棧橋と接続しないことの確認を文書で求め、それを協議完了の条件として下さい。

また、令和6年6月の自衛隊棧橋F11の港湾法協議記録を情報公開して下さい。

7、過去に横須賀本港の海底のヘドロ、海水からダイオキシン、トリブチルスズ、水銀、砒素、鉛、硫化物が、相当量検出されており、また三浦半島では、岩盤層から、環境基準を超える天然砒素が検出されています。

岩盤層の杭打部分の水底に堆積した土砂、及び海底岩盤層土砂の環境調査はすでに行われ提出されているとのことです。その報告書を情報公開して下さい。

また、過去の12号バースの棧橋や横須賀港内の浚渫工事においても、工事中に定期的に、水質の汚濁及び有害物質調査を定期的の実施させ、市に報告される体制が取られていましたので、それを実施するよう求め、それがなされないうちは協議を完了させないで下さい。

8、棧橋本体工事についての施工計画、工程表を明らかにするよう求めましたが、国の回答は工事予定区間のみで、具体的な施工計画、工程表が明らかになっていません。

これらを明らかにさせ、それを市民に対しても、情報公開して下さい。

9、新たに制限水域として提供される予定部分1・3haとは、棧橋から50ヤードの部分となるのでしょうか。棧橋工事のどの段階で提供される予定なのでしょうか。

これまで基地の陸地から50ヤードの水域は制限水域とされていますが、今回は単なる水域の上部を占有する棧橋で陸地でもないし、これまでにない米軍基地面積の拡大と

なるので、港湾法協議も含めて認めるべきではなく、反対の意思表示をして下さい。

また、市は同じ面積の提供水域の返還を求めていると言いますが、市議会の答弁によれば、返還を求めている水域も特定されていない、とのことであり、水域の座標が特定していない段階でも、約1・3haという面積はわかっているのだから、少なくともどの部分が返還されるのかの目処がたっていない状態で港湾法協議を認めると、空手形に終わってしまうおそれがあるので、返還水域が示され、返還が約束されることを求め、それまでは港湾法協議を完了させるべきではなく、反対の意思表示をして下さい。

10、1・3haの提供水域の拡大によって、長浦港の日本の民間船舶の航路、泊地部分が狭くなるおそれがあるのに、先の港湾審議会にも、提供水域の拡大の点は報告されていません。この内容は軽微な変更の範囲を明らかに超えています。

この提供水域の拡大の報告のみならず、港湾審議会の港湾計画の変更手続きを新たにきちんと行っていただくよう求めます。

上記各点において港湾法協議申請、開始前に再度ご照会の上、ご回答をお願いいたします。また、上記各点が、港湾法の趣旨に沿って完全に充足されない状態においては、港湾管理者として、棧橋建設及び浚渫工事につき、港湾法37条協議申請を受理せず、開始せず完了させないよう強く求めます。

万一、上記が不十分なまま完了された場合には、法的手続によってその取消を求める可能性もあることを、予め告知いたします。